

荏田西四丁目自治会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は荏田西四丁目自治会（以下「会」という）と称し、事務所を会長宅におく。

(区域)

第2条 会の区域は荏田西四丁目の地域とする。

(会員)

- 第3条 1、会の区域内に居住する世帯主、及びその家族を会員とする。
但し、入会は強制出来ない。
- 2、区域内の法人・事務所・団体の代表者またはこれに準ずる者を協力会員とすることができる。

(目的)

第4条 会は民主主義の精神に基づき、会員が地域活動を通じて相互の親睦と福祉を増進し、以て地域社会の向上発展を図ることを目的とする。

(事業及び組織)

- 第5条 会は前条の目的を達成するため、次の各部を置き、夫々の事業を行う。部の活動内容および人員は別途、会長が定める。
- 総務部、広報部、防災対策部、スポーツ活動部、文化活動部、
防犯交通部、環境衛生部、福利厚生部、その他会長が必要とする部

(役員を選任)

- 第6条 会に次の役員を置く。
- 1、会長 1名
 - 2、副会長 5名以上
 - 3、会計 2名
 - 4、会計監査 1名
 - 5、班毎に、班長 1名、副班長 若干名
 - 6、顧問 若干名

(役員の業務)

- 第7条 1、会長は会を代表する。
- 2、副会長は各部及び対外的な業務を分担し会長を補佐する。
- 3、会計監査は会の会計を監査する。
- 4、会長、副会長及び会計就任者を除き、班長及び副班長は各部の業務を担当する他、他の事業部の活動に積極的に協力する。
- 5、顧問は自治会活動に対し助言するとともに、必要により会長特命事項を担当する。

(役員の任期)

- 第8条 1、会の運営を円滑に継続するため、会長及び副会長の任期は2年とする。但し、会長は1年で交代して翌年は副会長となる。その他役員の任期は1年とする。但し再任は妨げない。

2、補欠により就任した役員任期は、前任者の在任期間とする。

(役員解任)

第9条 役員で規約に違反し、あるいは役員を汚す行為があった時は、役員会の決議により解任することができる。

(班および班長)

第10条 会の区域内に班を設け、各班毎に班長及び若干名の副班長を置く。

(総会)

第11条 1、総会は年1回、会長が定期的に開催する。但し、会員の3分の1以上の要求があった時、及び規約改定など必要と会長が認めた時は、役員会に諮り適宜、会長が召集し、臨時に開催することができる。

2、総会は次の事項を審議決定する。

(1)予算、決算に関する事。

(2)規約に関する事。

(3)その他必要な事項。

3、総会の開催は、会員の2分の1以上の出席を要する。但し、止むを得ない時は、委任状を以て出席に代えることができる。

(役員会)

第12条 1、役員会は、原則として、毎月1回開催する。ただし、会の運営上必要がある時は、会長が随時に召集する

2、会議は半数以上の出席を要し、議事は過半数で決定し、可否同数の時は会長がこれを決定する。

(経費)

第13条 会の経費は会費、寄付金及びその他の収入を以てあたる。

(会費)

第14条 1、会費は1世帯月額200円とする。会費納入は4月、10月に半年分一括納入する。年間一括納入も可。途中入会については入会届出の翌月分よりの会費納入とし、退会については転出の翌月分よりの納入済み会費を返却する。

2、地域内の協力会員は、協力会費として年10,000円を納入する。

(会計年度)

第15条 会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月末日までとする

(細則の制定および改廃)

第16条 本会施行のため、必要な細則は役員会の決議を得て定める。

(規約の改廃)

第17条 この規約の改廃については、総会の3分の2以上の同意を必要とする。

(規約の施行)

第18条 この規約は昭和60年4月1日より施行する。

平成9年4月1日 改定 平成26年4月1日 改定

平成16年4月1日 改定 平成30年5月6日 改定

平成19年4月1日 改定 令和2年5月10日 改定

平成20年3月30日 改定